

小島先生のやさしい法律教室
第11回 営業秘密の保護

企業にとって極めて重要な「営業秘密」は保護されるのか、また、「営業秘密」が侵害されたときの措置について、ご説明したいと思います。

Q1

営業秘密は
どのような法律により
保護されていますか。

情報を盗んだり、漏洩したりすること自体は、刑法上の罪に該当しないものとされ、かつては営業秘密の保護は不十分でした。しかし、営業秘密も無形の経営資産として重視されるようになり、平成2年の改正不正競争防止法に盛り込まれることによって、初めて明確に営業秘密の保護が規定されました。その後、平成17年、平成18年、平成21年と相次いで不正競争防止法が改正され、営業秘密保護の強化が図られています。

不正競争防止法は、営業秘密に関する不正競争行為として、次のようなものを規定しています。

- ①営業秘密の保有者から盗んだり、騙したりして、営業秘密を取得するような行為。
- ②第三者によって①の不正行為が行われた後、それを知りつつ又は重大な過失によって知らないで、営業秘密を取得するような行為。
- ③営業秘密を取得する際には、①の不正行為が行われていたことを知らなかったけれども、その後、それを知りつつ又は重大な過失によって知らないで、営業秘密を使用したり、開示したりする行為。
- ④営業秘密の保有者が、従業員、下請企業、ライセンサーなどに対して営業秘密を示したところ、これらの者が、不正の利益を得る目的又は営業秘密の保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用したり、開示したりする行為。

Q2

不正競争防止法にいう
「営業秘密」とは、どのようなものを
指すのでしょうか。

「営業秘密」とは、①秘密として管理されていること（「秘密管理性」）、②有用な情報であること（「有用性」）、③公然と知られていないこと（「非公知性」）、の3つの要件を全て満たす技術上、営業上の情報をいいます。

この「営業秘密の3要件」を具体的に見てみましょう。

「秘密管理性」とは、その情報を、客観的に秘密として管理していると認識できる状態にあることをいいます。

次に、「有用性」は、直接ビジネスに活用されている情報に限らず、間接的な（潜在的な）ものであっても認められますが、保有する者の主観的な認識だけではなく、客観的に有用である必要があります。なお、「犯罪の手口」のような公序良俗に反する内容の情報は、その内容が社会正義に反し、秘密として保護されることに正当な利益がある情報とはいえず、裁判例によっても「有用性はない」と判断されています。

さらに、「非公知性」が認められるためには、保有者の管理下以外では一般に入手できない状態にあることが必要です。書物などから容易に引き出せるような情報は、非公知情報とはいえません。なお、人数の多少にかかわらず、当該情報を知っている人に守秘義務が課されていれば、非公知情報といえます。

Q3

「秘密管理性」が
認められるためには、どのように
管理すべきなのでしょうか。

一般に、①情報にアクセスできる者を特定することと、②情報にアクセスした者が、それを秘密であると認識できることが要件とされています。

これらの要件を満たすためには、次のような配慮が必要と考えられます。

1) 情報媒体や機器の管理の方法

〈例〉

- ・「極秘」の表示をする。
- ・他の資料類とは分離して保管する。
- ・施錠して保管したり、持ち出し禁止にしたりする。
- ・アクセスするためのパスワードを設定する。
- ・営業秘密が記録された機器はインターネットに接続しない。

2) 労働者等に対する周知

〈例〉

- ・就業規則等に秘密保持の条項を設ける。
- ・社内で「営業秘密」として扱われる情報の定義などを明確にする。
- ・営業秘密の教育や取り扱いについて、研修や教育を実施する。

事業者にとって非常に有用な情報でも、その管理がずさんであれば、不正競争防止法による保護が受けられないので注意が必要です。

Q4

営業秘密に関する

不正競争行為が起こった場合、

どのような法的措置が

考えられますか。

不正競争防止法は、民事的措置と刑事的措置について定めています。

1) 民事的措置

(1) 差止請求

営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれが生じた場合には、侵害の停止や予防を求めることができます。この請求は、その行為と行為者を知ったときから3年の消滅時効にかかります。行為者が分からない場合でも、その行為の開始時から10年経てば、請求することができなくなります。

(2) 損害賠償請求

営業上の利益を侵害された場合には、損害賠償を求めることもできます。一般に損害賠償を請求する場合は、被害者側が損害額を証明しなければなりません。しかし、「営業秘密が使用されなかったら、得られたであろう利益」を客観的に証明するのは非常に難しいことです。そこで、不正競争防止法は、侵害者が営業秘密侵害行為を通じて得た利益の額をもって、その利益の額が被害者の損害額と推定する、としています。また、技術上の営業秘密が侵害された場合には、被害者がその侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益×侵害者が譲渡した物の数量を損害額と推定するものとして、侵害者が利益を上げていない場合や侵害者の利益額が小さい場合でも、適切な額の賠償がなされるように配慮されています。

(3) 信用回復措置の請求

故意又は過失により信用を害された場合は、謝罪広告など、営業上の信用を回復するのに必要な措置を求めることができます。

2) 刑事的措置

不正競争防止法には「営業秘密侵害罪」が定められており、営業秘密の不正取得・領得・不正使用・不正開示のうち一部のものについて、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金（又はその両方）を科すこととしています。なお、刑事罰の対象は、「不正の利益を得る目的」又は「営業秘密の保有者に損害を加える目的」で行う行為であって、報道、内部告発の目的で行う行為は処罰の対象とはなりません。